

平成24年9月10日

農業委員会だより

発行●八峰町農業委員会 秋田県山本郡八峰町峰浜目名湯字目長田118番地 TEL:0185-76-4611

農地
パトロール
月間

8月▶11月

農地の利用状況を調査します

○…農業委員会では昨年に引き続き、今年も「**農地利用状況調査**」を行います。
耕作放棄地は病害虫の発生など、近隣の農地等に悪影響を及ぼすことがあります。農地をお持ちの方は、ぜひ**適正な管理**をお願いします。

農地利用状況調査とは

1 改正農地法による必須調査です

この調査は改正農地法により、毎年必ず行われる調査です。耕作放棄地の把握と発生防止、再生利用などに役立てられます。

2 農地パトロールと一体化して行います

以前から行われてきた「農地パトロール」と一体のものとして実施されます。8月～11月を「農地パトロール月間」と定め、利用状況のほか、無断転用の監視、実態把握なども併せて行います。

3 皆さまの農地に立ち入ることがあります

この期間内、町の農業委員や調査関係者が、調査のため**皆さまの農地に立ち入ることがあります**。ご理解とご協力をお願いいたします。

◆裏面には、「**農地転用は許可が必要です**」を掲載しています◆

農地転用は許可が必要です

◆農地転用ってなに？

農地転用とは農地を農地でなくすことです。例えば農地に住宅や作業場を建てたり、資材置場や駐車場にしたり、植林したりといった、農業以外の用途に使うことをいいます。仮設事務所や砂利採取、工事用仮設道路など一時的に転用する行為も農地転用に含まれます。

◆どうして許可が必要なの？

農地は食糧の大切な生産基盤です。国土の狭いわが国は、優良な農地を大切に守っていかなくてはなりません。また、転用によって周りの優良農地などに悪影響が出ては大変です。このため農地転用には、農地法によって一定の規制がかけられ、転用地を農業上の利用に支障の少ない場所に誘導する仕組みになっているのです。



◆まずは農業委員会にご相談ください！

農地転用は、農地法第4条または第5条の許可を受けなければできません。しかし、許可の下りる見込みのない農地に転用事業を計画しても、結局は無駄になってしまいます。

「この農地をこんなふうに転用したいんだけど…」などのご希望がありましたら、まずは農業委員会にご相談ください。

お問い合わせ先

八峰町農業委員会

〒018-2502 八峰町峰浜目名潟字目長田118番地

TEL : 0185-76-4611 FAX : 0185-76-2203

<http://www.town.happou.akita.jp/index.php?pid=50>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！